

税

公的年金を受給している人も控除内容の確認を

お済みですか？ 市県民税（住民税）申告

平成25年中の収入の有無や種類、扶養控除や生命保険料控除などは、平成26年度の市県民税や国民健康保険税などの算出の基礎となりますので、申告が必要な人は早めに市県民税申告をしてください。

ただし、所得税・復興特別所得税の確定申告をした人は、市県民税申告の必要はありません。

■公的年金収入のある人
公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、所得税・復興特別所得税の確定申告をしなければ、年金の源泉徴収票に記載されている所得控除以外に、控除する

もの（生命保険料や地震保険料、扶養や寡婦など）があるときは、その旨を市県民税申告することにより平成26年度の市県民税額が下がる場合があります。

※公的年金とは、国民年金・厚生年金・企業年金（退職年金）・共済年金など

■収入のなかった人、遺族年金・遺族恩給などを受給している人
収入のなかった人や、遺族年金・遺族恩給などを受給している人は、その内容を申告することにより、国民健康保険などの軽減措置を受けられることがあります。

ただし、市内に住んでいる人の扶養控除対象者となっている場合は、申告の必要はありません。

問い合わせ 税務課 ☎(50)1242

市税証明書の代理申請には 委任状が必要です

税に関する証明書の交付は、納税者のプライバシー保護のため、本人の申請に限り交付します。課税台帳などの閲覧も、証明書の交付と同様に本人の申請に限り閲覧することができます。

本人が窓口に来られない場合は、代理人（家族・親族など）による申請も受け付けていますが、必ず委任状が必要になります。

委任状には、委任者本人と代理人の住所、氏名（本人が自署押印）、日付、委任内容を記入してください。

委任者が法人の場合は、代表者印を押印した委任状（任意様式）を持参してください。

税務課 ☎(50)1242

■身分証明書と申請者の印鑑も忘れずに
申請時には本人申請・代理申請にかかわらず、申請者の印鑑と本人確認のため、運転免許証などの身分証明書が必要になりますので、忘れずに持参してください。

■委任状の様式
委任状の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

☎ <http://www.city.katori.lg.jp/gyousei/shinsei/zeimu002.html>

問い合わせ 税務課 ☎(50)1242

休日納税相談

失業や病気、り災などで期限内の納税が困難な場合は、遠慮なく税務課へ相談してください。

また、開庁日に来庁できない場合は、毎月1回、日曜日に「市税の休日納税相談」を実施しています。

■日時 4月20日、5月25日、6月29日、7月27日、8月31日、9月28日 いずれも日曜日の8時30分～16時30分
※相談日は、広報かとり毎月の15日号の「今月の納期限」でもお知らせします

■場所 税務課

便利で確実 口座振替

口座振替を申し込むと、金融機関窓口やコンビニへ出向く必要がなく、納付忘れもないため、とても便利で確実です。税務課、各支所、金融機関の窓口などで申し込みください。

納期限日

納期限日は、下表のとおりです。資金計画を立てて早めに納税（納付）するよう心がけましょう。

問い合わせ 税務課 ☎(50)1205

■納期限日一覧表

| | 科目 | 期別 | 納期限日 |
|-------------|----------------------|----|-----------------------------|
| 4月 | 固定資産税 | 1期 | 4月30日(水) |
| 5月 | 軽自動車税 | 全期 | 6月2日(月) (5月31日が閉庁日のため) |
| 6月 | 市県民税 | 1期 | 6月30日(月) |
| 7月 | 固定資産税 | 2期 | 7月31日(木) |
| | 国民健康保険税 介護保険・後期高齢 | 1期 | |
| 8月 | 市県民税 | 2期 | 9月1日(月) (8月31日が閉庁日のため) |
| | 国民健康保険税 介護保険・後期高齢 | | |
| 9月 | 固定資産税 | 3期 | 9月30日(火) |
| | 国民健康保険税 介護保険・後期高齢 | | |
| 10月 | 市県民税 | 3期 | 10月31日(金) |
| | 国民健康保険税 介護保険・後期高齢 | 4期 | |
| 11月 | 固定資産税 | 4期 | 12月1日(月) (11月30日が閉庁日のため) |
| | 国民健康保険税 介護保険・後期高齢 | | |
| 12月 | 国民健康保険税 | 6期 | 1月5日(月) (12月28日が閉庁日のため) |
| | 介護保険・後期高齢 | | |
| 平成27年 1月 | 市県民税 | 4期 | 2月2日(月) (1月31日が閉庁日のため) |
| | 国民健康保険税 介護保険・後期高齢 | 7期 | |
| 2月 | 国民健康保険税 | 8期 | 3月2日(月) (2月28日が閉庁日のため) |
| | 介護保険・後期高齢 | | |

電子申請で証明書の休日交付予約を受け付けています。詳しくは、市ホームページを確認ください。

☎ <http://www.city.katori.lg.jp/gyousei/shinsei/index.html>

電話で予約
電話での休日交付の予約は、開庁日に事前に申し込みをしてください。

■交付場所 市役所、各支所

■交付時間 土・日曜日、祝日の9時から17時の指定した時間（山田支所、栗源支所は、土曜日の9時から正午まで）

■証明書の種類 住民票の写し・印鑑証明書・所得証明書・納税証明書など

■証明書の種類 戸籍謄本・住民票の写し・所得証明書・納税証明書など

■本人確認を行っています
個人情報を守るために、証明書を交付する際に、写真付きの住民基本台帳カードや、運転免許証などで本人確認を行っています。

問い合わせ
住民票の写し・印鑑証明書など
市県民税
所得証明書・納税証明書など
税務課 ☎(50)1242

各種証明書は
予約により休日でも
受け取れます

住民票の写し・印鑑証明書・所得証明書・納税証明書は、予約により休日でも受け取れます。

■証明書の種類 住民票の写し・印鑑証明書・所得証明書・納税証明書など

※印鑑証明書の交付は、香取市の印鑑登録証をお持ちの人に限りです。旧市町の印鑑登録証をお持ちの人は、事前に来庁して引き換え手続きを行ってください

郵便で請求
郵送により、証明書の請求と交付ができます。